

青森県肝がん・重度肝硬変医療費助成のご案内(詳細版)

「肝がん」や「重度肝硬変」の方が、高額療養費該当月にかかる対象医療について、助成を受けられる制度です。事前に本制度への「参加者証」の申請が必要です。

「参加者証」の有効期間内で、高額療養費を超える2月目以降の医療費について、自己負担額が1万円となるよう助成します。

通院の場合や保険薬局などの支払い場合は、窓口で一部負担金(3割等の金額)を支払い、県に必要書類をそろえて助成額の償還請求を行うことで、「医療費償還払い請求書」に記載した口座に後から振り込まれます。

すべてにチェックが入る方が助成対象です。

- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断された方。
- 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法 ※に限る）を受けている方。 ※「肝動注化学療法」を含む。
- 世帯年収が約370万円以下である方
- 医療保険各法（後期高齢者含む）の被保険者、被扶養者

いくつかの条件が必要です。(すべてにチェックが必要です)

助成対象等

- 厚生労働省の研究班へ治験データが提供されることに同意すること。
いただいたデータは、肝がん・重度肝硬変の治療効果、患者の生命予後や生活の質を考慮し、最適な治療を選択できるようにするための研究に活用されます。
- 「参加者証」が発行されている方であること。
「参加者証」の申請方法は別のリーフレットをご覧ください。
原則として「参加者証」の有効期間の開始日は申請を受理した月の初日となります。
- 高額療養費が支給される月が過去24ヶ月（支給月を含めた24ヶ月）で2月以上であること。 ※「参加者証」の有効期間内で2月目以降を支給します。
- 助成が行われる2月目以降は指定医療機関で治療を受けていること。
- 対象医療であること（対象外医療、入院時食事療養費や保険外診療は除きます）
対象医療は裏面に記載しています。
- 医療費の助成を受けるためには、医療機関・保険薬局で「医療記録票」を作成していただき、その他の必要書類を添えて、青森県への請求が必要です。

※指定医療機関とは 要綱の規定により県が指定する医療機関のことです。県のホームページにてご確認ください。なお、保険薬局に指定はありません。(どこの保険薬局でも対象となります)

医療費助成のイメージ図

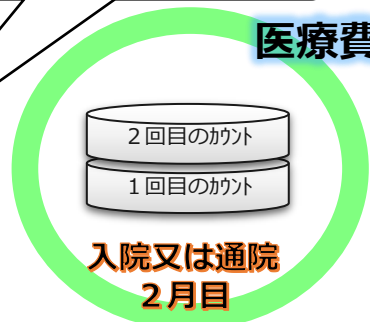
※ カウントの方法
肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金(1割~3割)が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

この間に、青森県へ参加者証の交付申請を行ってください。



入院又は通院
1月目

連続した2-3か月である必要はありません。



入院又は通院
2月目

助成対象月を含む過去24か月以内に2月(2回)以上

「医療記録票」の交付を受けてください。

診断書(臨床調査個人票)の作成を医療機関(病院)に依頼してください。受診の際は医療機関の窓口に参加者証を提示してください。

● 対象となる医療

- 肝がん、重度肝硬変（非代償性肝硬変と同じ）の入院医療、又は肝がんの分子標的薬を用いた化学療法（肝動注化学療法を含む）の通院医療

● 助成を受けた後の医療機関窓口での支払方法

入院の場合	<p>窓口の自己負担額が1万円となります。</p> <p>※参加者証を窓口で提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を青森県に対して行ってください。</p>
通院の場合	<p>償還払いで自己負担額が1万円となります。</p> <p>窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を青森県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した口座に振り込まれます。</p>

● 償還請求時に提出する書類

- 医療費償還払い請求書（様式第7）
- 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
- 請求者の参加者証の写し（参加者証の発行手続きは、他の案内をご覧ください）
- 医療記録票の写し（様式6-1）
- 償還請求の対象月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書及び診療明細書（写しでも可）
- 振込先の口座番号等が確認できる資料（キャッシュカードの写し等）

資料請求の方法

①「青森県庁ホームページ」(様式やリーフレットもダウンロードできます。)

「青森県 肝がん・重度肝硬変医療費」で検索

→「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のご案内」

②県庁、県の保健所でのご案内、リーフレットや様式のお渡し

③ご希望の方には郵送しますので、県庁がん・生活習慣病対策課までお問い合わせください。

提出先	所在地(最寄りの県の保健所で手続きください)	電話番号
県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課	〒030-8570 青森市長島1-1-1	017-734-9216
東地方保健所	〒030-0113 青森市第二問屋町4-11-6	017-739-5421
弘前保健所	〒036-8356 弘前市大字下白銀町14-2 青森県弘前健康福祉庁舎2階	0172-33-8521
三戸地方保健所	〒039-1101 八戸市大字尻内町鴨田7	0178-27-5111
五所川原保健所	〒037-0056 五所川原市末広町14	0173-34-2108
上十三保健所	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	0176-23-4261
むつ保健所	〒035-0073 むつ市中央1-3-33	0175-31-1388